

どこに相談すればいい？

教育のこと

悩みを抱える子ども、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます。

ひきこもり・不登校など

問 子ども・若者総合相談窓口(市役所南別館2階)
☎0748-36-5597
月～金 9:00～17:00

ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営むことに困難を有する子ども・若者への支援をすすめています。

不登校・いじめなど

問 学校教育課(市役所南別館3階)
☎0748-36-5531 / FAX 0748-32-3352
月～金 8:30～17:15

問 教育相談室(サンビレッジ隣マナビイ2階)
☎0748-37-8877
月～木 9:00～16:30 金 10:00～17:30

不登校等でフリースクール等民間施設を利用する児童生徒の保護者は、補助金を申請できる場合があります。

青少年の非行や悩みごとなど

問 近江八幡・竜王少年センターあすくHAR(ハル)
☎0748-37-8651・37-2637
メール yyyy@zc.ztv.ne.jp

青少年の非行や不登校、また悩みごとの相談に応じます。

外国人住民支援

問 公益財団法人近江八幡市国際協会
☎/FAX 0748-26-7092
月～金 9:00～16:45
ホームページ <https://www.oia2021.com>

外国人住民からの相談に、応じます(外国語可)。

ひとり親家庭のこと (母子・父子家庭)

ひとりで子育てをされている方に、さまざまな支援制度があります。
困ったことがあれば、ひとりで悩まず相談してください。

助成・手当など

- 児童扶養手当(所得制限あり)
18歳に達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭などに手当を支給
- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金
教育訓練講座の受講に係る費用や、資格取得を目的とした講座(看護師等)を受講するための生活資金の給付があります。
- 母子・父子福祉資金の貸付
- 養育費履行確保支援事業
20歳未満の子を扶養している市内在住のひとり親家庭の人が、養育費を確実に受け取れるよう支援するため、公正証書の作成のための費用などを補助します。

問 こども家庭センター

☎0748-36-5562
FAX 0748-32-6518
月～金 8:30～17:15



- ひとり親家庭などの医療費助成
- 問** 保険年金課
☎0748-36-5501 / FAX 0748-33-1717

発達の不安や悩み

発達相談(0歳から概ね18歳まで)

お子さんの発育や発達の不安、障がいのあるお子さんとその保護者の相談については、発達支援課にお問い合わせください。
発達の不安や心配について保護者(家族)や本人との相談に応じます。

- 各種発達検査の実施
- 福祉サービス利用などの情報提供
- 関係機関との連携
- 障がい児相談支援事業所
障がいのあるお子さんが福祉サービスを利用するために、相談支援専門員が「障害児支援利用計画案」を作成します。



問 発達支援課相談グループ(ひまわり館2階)

☎0748-31-3734 / FAX 0748-31-3738

月～金 8:30～17:15

- 児童発達支援事業 (📖 P30 参照)
- 保育所等訪問支援事業 (📖 P30 参照)
- 居宅訪問型児童発達支援事業 (📖 P30 参照)
- ことばの教室

「発音が不明瞭」「ことばの最初の音を繰り返す」「家では話せるけど、園ではずっと黙っている」「ことばの理解や話をするのがにがて」などことばに関して心配のある4歳児、5歳児を対象に言語聴覚士・教員が、必要に応じて相談・指導を行います。

問 発達支援課事業グループ(ひまわり館1階)

☎0748-33-8131 / FAX 0748-31-3480

月～金 8:30～17:15

障がいに関すること

問 障がい福祉課(ひまわり館2階)

☎0748-31-3711 / FAX 0748-31-3738

月～金 8:30～17:15

障がいのあるお子さんの健やかな成長を支援するための制度やサービスの内容、料金についてのご相談は、障がい福祉課にお問い合わせください。

- 制度やサービス
- 給付や手当 ● 障害者手帳
- 障害福祉サービス
- 障がいのあるお子さんへの通所支援サービス

◎ 児童発達支援事業

発達に心配があり療育の必要な未就学のお子さんに対して、通所しながら日常生活に必要な基本的動作や知識技能を身につけ、集団生活に適應することができるように、支援します。

◎ 保育所等訪問支援事業

保育所などを訪問し、お子さんに対する集団生活への適應のための専門的な支援などを行います。

◎ 放課後等デイサービス事業

就学中のお子さんが、放課後または長期休暇中などに生活能力の向上のために個々の状況に応じて必要な訓練を行います。

◎ 日中一時支援事業

お子さんの日中の活動の場を確保し、家族の就労支援と、日常的な介護からの一時的な休息(レスパイト)を目的とするものです。

● 障がいのあるお子さんへの自宅で利用するサービス

◎ 居宅訪問型児童発達支援事業

重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難なお子さんに対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

● 障がいのある方の居場所「よか♥すぺ〜す」

問 市民共生センター

☎0748-31-2700 / FAX 0748-31-2800

障がいがある方に自由に過ごしていただく場所です。毎月第1土曜日と第3日曜日の午前10時～午後4時にご利用いただけます。ご利用の前には登録が必要です(登録・利用については無料)。申請等手続きについては、市民共生センターまでお問い合わせください。

広 告

近江八幡市指定特定
障がい児相談支援事業

ふえりいちえFelice合同会社
児童相談さぽーとセンターぴよん

障がい児計画
相談支援 こども発達相談 発達支援

TEL.080-1432-7060

営業時間 午前8時～午後3時 日中一時支援事業の
ご相談もお受け致します。
近江八幡市中村町408-2
リンデンビル203



どこに相談すればいい?

児童虐待・DV(配偶者暴力)・性暴力のこと

虐待相談

- 問 こども家庭センター「子ども家庭相談室」 ☎0748-31-4001 / FAX 0748-32-6518
月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
- 問 虐待ホットライン ☎077-562-8996(365日24時間対応)
- 問 児童相談所全国共通ダイヤル 189(365日24時間対応)

子育てをされていて、ついつい子どもにあたってしまうときや、子育てがつらくなったときなど、自分を責めないで一緒に考えましょう。

DV(配偶者暴力)相談

- 問 近江八幡警察署(緊急の場合) ☎0748-32-0110
- 問 こども家庭センター「子ども家庭相談室」 ☎0748-31-4001 / FAX 0748-32-6518
月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
- 問 滋賀県立男女共同参画センター(G-NETしが) ☎0748-37-8739(面接相談は予約制)
火・水・金・土・日 9:00～12:00 13:00～17:00
木 9:00～12:00 17:00～20:30
休館日:月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日、年末年始、施設点検日など
- 問 DV相談プラス ☎0120-279-889(24時間受付)
チャット(12:00～22:00)



DV相談プラス

あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、専門の相談員と一緒に考えます。

「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

なお、「DV相談ナビ」#8008(はれれば)でも相談を受け付けています。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

お急ぎの相談については、こちらにご連絡ください。

性犯罪・性暴力相談

- 問 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)
SATOCOホットライン ☎090-2599-3105(24時間365日対応)
メール satoco3105biwako@gmail.com
- 問 おうみ犯罪被害者支援センター ☎077-525-8103 ☎077-521-8341
月～金(祝日、年末年始を除く)10:00～16:00



ホームページ

性暴力被害者への総合的な支援をワンストップで行うことにより、被害者の心身の負担を軽減し、健康の回復を図ります。



関連ページへ



スマートフォンを活用

女性相談

パートナーや家庭のこと

問 こども家庭センター「子ども家庭相談室」

☎0748-31-4001 / FAX 0748-32-6518

月～金 8:30～17:15

(祝日、年末年始を除く)

女性が抱えるさまざまな悩みに専門の相談員が対応します。

ひとりで悩まず相談しましょう。

女性の健康やからだのこと

問 子育て・女性健康支援センター
(一般社団法人滋賀県助産師会)

☎077-553-3931

月～金 10:00～16:00

妊娠・出産・育児・思春期・更年期など身近な相談に、助産師が無料で対応します。

生活困窮等の相談

経済的な困りごとや仕事などに関する相談

問 福祉暮らし仕事相談室

☎0748-36-5583 / FAX 0748-32-6518

月～金 8:30～17:15

メール 010806@city.omihachiman.lg.jp

「自分に合った仕事が見つからない」「家計管理がうまくできない」「仕事を失い、家賃の支払いが厳しい」など、生活の中で困りごとを抱える方に対して、自立に向けた支援を行います。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

滋賀マザーズジョブステーション ～自分探しから就業まで～

問 マザーズ就労支援相談総合受付

☎0748-36-1831 / FAX 0748-37-5488

「仕事と育児の両立できるかしら？」

「お仕事探し、何から始めたらいいの？」

「転職を考えようかな？」

子育てをしながら就業を希望されるママ、就業継続を希望されるママ、お子様と一緒に気軽に相談にお越しください。(無料託児有)

●利用時間 9:00～17:00(受付16:00まで)

●場 所 滋賀県立男女共同参画センター「G-NETしが」内(鷹飼町80-4)

●休 館 日 月曜日(祝日の場合は開館)、祝日の翌日、夏季休業、年末年始、施設点検日などのセンター指定日



滋賀マザーズジョブステーション
LINE公式アカウント

広 告

どんな小さなことでも「おかしい?」と思ったら 36 「なんでも労働相談ダイヤル」へ

働くあなたの「困った」を解決します。
どんなに小さなことでも、一人で悩まずに、お電話ください。

フリーダイヤル いこうよ れんごうに
0120-154-052

全国のどこからでも、かけた地域の「連合」に繋がります
一人で悩まずに気軽にお電話を!

生活の悩み事アレコレ電話でご相談ください!

一般社団法人 滋賀県労働者福祉協議会
くらしサポートセンターしが 近江八幡
くらしなんでも相談

0120-783-455

連合 JTUC カルチャーコートF (くらしサポートセンターしが 近江八幡内)

連合滋賀第4区地域協議会
URL <http://shiga.jtuc-rengo.jp/>
office: 近江八幡市鷹飼町南4丁目1-4 カルチャーコート1F-C

どこに相談すればいい?

!!
こんなときは
迷わず通報を!



覚えておこう! 児童虐待

緊急のときは

児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く
☎189

(365日24時間対応)

こども家庭センター「子ども家庭相談室」

☎0748-31-4001

月～金 8:30～17:15
(祝日、年末年始を除く)

虐待ホットライン

☎077-562-8996

(365日24時間対応)

あなたの1本のお電話で
救われる子どもがいます。
児童虐待かもと思ったら
すぐにお電話ください。

出典「子どもを健やかに育むために～
愛の鞭ゼロ作戦～」
(平成28年度 厚生労働省科学研究費補
助金 健やか次世代育成総合研究事業)
を元に作成



身体的 虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、
激しく揺さぶる、やけどを負わ
せる、溺れさせる、首を絞め
る、縄などにより一室に拘束
する など

性的 虐待

子どもへの性的行為、性的行
為を見せる、性器を触る又は
触らせる、ポルノグラフィの被
写体にする など

ネグ レクト

家に閉じ込める、食事を与え
ない、ひどく不潔にする、自動
車の中に放置する、重い病気
になっても病院に連れて行か
ない など

心理的 虐待

言葉による脅し、無視、きょう
だい間での差別的扱い、子ど
もの目の前で家族に対して暴
力をふるう(DV:ドメスティッ
ク・バイオレンス)、きょうだい
に虐待行為を行う など

子育てが「つらく」なっていないませんか？

Point

01

体罰や暴言は使わない

子どもだからといって暴力や暴言が許されるわけではありません。子どもにとって大人から叩かれることはとても怖いことであり、ちょっと叩かれただけで、怒鳴られただけでも心に大きなダメージを受けることもあります。



Point

03

イライラしても大丈夫。クールダウンが大事

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあることです。深呼吸する、窓を開けて風に当たるなど、自分なりのクールダウン法を見つけておきましょう。



Point

02

子どもはSOSを発信できていますか？

親に恐怖を持った子どもは、親に気に入られる様に、親の顔色を見て行動するようになります。心配ごとを打ち明けられない関係は、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。



Point

04

親もSOSを出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPOなどのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦勞について気軽に相談できる友だちもできるといいですね。



Point

05

子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

2、3歳の子どもの「イヤ」は自我の芽生えであり、成長の証でもあります。「わがままな子になっては困る」という想いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。

